

岡山県広域水道企業団障害者活躍推進計画

令和 7 年 4 月 1 日

岡山県広域水道企業団
企業長 上坊 勝則

岡山県広域水道企業団障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、岡山県広域水道企業団企業長が策定する障害者活躍推進計画である。

機関名	岡山県広域水道企業団
任命権者	企業長 上坊 勝則
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
企業団における障害者雇用に関する課題	当企業団における法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数とは令和 7 年度で 67 名（うち正職員 39 名）となる見込みだが、これまでに障害者に限定した募集・採用は行っていない。 中途障害者として身体障害者となった職員がいるが、その際には個別に対応してきており、大きな問題は生じていない。

目標

1. 採用に関する目標	当該計画の当初策定時（令和 2 年度）に在職した雇用障害者数を下回らない。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、事務局内提示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
--------------------	--

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○当該計画の当初策定時（令和 2 年度）に身体障害者であった職員の業務は期間業務のため、それ以外で負担なく遂行できる職務で、継続的な業務の選定・創出を検討する。 ○身体障害等により従来業務の遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中に支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。